

# DNAがゴビンダさんの無実を証明 検察は過ちを認め、東京高裁はただちに再審開始を決定すべきです。

## DNAが証明した第三の男（真犯人）の存在 今朝の讀賣新聞がスクープ

1997年、渋谷区丸山町でおきた「東電OL殺人事件」  
ネパール人のゴビンダ・プラサド・マイナリさん（当時30歳）  
が逮捕され、一審では無罪となりながら、控訴審で逆転有罪、無  
期刑が確定して刑務所に服役しながら、再審（裁判のやり直し）  
を求め続けている事件です。

今朝（7月21日）の讀賣新聞が衝撃的なスクープを報じ、他  
のマスコミ各社も次々に同様の報道をしています。いわく

### 東電OL事件、再審の可能性：別人DNA検出

再審請求を審理している東京高裁は、かねてから検察に対し、  
現場の遺留物等のDNA鑑定を行うようにながしていました。

検察はようやく重い腰を上げて鑑定を行いました。その結果、

被害者の遺体から検出された犯人のものとおぼしき体液のDNA  
Aは、ゴビンダさんのものではなく、しかも現場に落ちていた体  
毛のDNAと一致した

のです。実はこの体液のDNA型がゴビンダさんと一致しないこ  
とは始めから明らかでした。血液型がO型で、B型のゴビンダさ  
んのものであり得ないからです。しかしこれが、現場に落ちて  
いた体毛のDNAと一致したという事実は、有罪判決を覆す決定  
的な証拠です。

現場に立ち入り、被害者と殺害直前に性交渉をもったO型の第  
三の男が存在したことを立証したからです。有罪判決は、ゴビン  
ダさん以外の人物が殺害現場のアパートに立ち入ることはあり得  
なかったと判示したうえで有罪としました。この判決は、完全に  
潰え去りました。

この鑑定結果が、再審を行うために要求されている「原判決の  
事実認定に影響を与える新規明白な証拠」であることは争いよう  
がありません。

足利事件、布川事件に続いて強盗殺人・無期刑という重大な事  
件で過ちを犯した検察は、直ちに過ちを認めるべきです。そして  
東京高裁は、一刻の猶予もなく、再審開始を決定すべきです。

無実のゴビンダさんを支える会

連絡先 080・6555004669